

【補足】

1 新築事業

補助対象の経費	補助対象外の経費
① 建築に要する本工事費（建物の基礎、躯体、屋根、造作及び仕上げ部分）及び付帯工事（電気、ガス、給排水、空調等）に係る工事費。 ② 対象工事費に係る消費税	ア) 土地購入費、土地造成・地盤改良費用 イ) 既存建物解体費用 ウ) 設計費・設計監理費 エ) 外構工事費 オ) 植栽工事費 カ) 備品・消耗品費 キ) 諸費用 ※1 ク) その他 ※2

2 改築・増築・補修事業

補助対象の経費	補助対象外の経費
① 建物増築に伴う建築工事及び付帯工事 ② 建物の主要構造部の改修・補修工事 〈例〉 ・ 屋根の葺替、塗装、改修工事 ・ 外壁等の塗装、補修工事 ・ 老朽化したブレーカー交換工事 ・ 傷んだ床の張替え工事 ③ バリアフリー化を目的とする工事 〈例〉 ・ (工事を伴う) 階段等への手摺設置 ・ (工事を伴う) トイレ洋式化 ・ (工事を伴う) スロープ設置 ④ トイレ水洗化等に伴う管工事及び付帯工事（浄化槽設置費用を含む） ⑤ ベランダ、非常階段の設置、補修工事 ⑥ 空調設備工事（エアコン設置等） ⑦ 耐震化工事 ⑧ LED化等施設の省エネ工事	ア) 建物の主要構造部以外の改修・補修工事 〈例〉 ・ (改修等工事を伴わない) 畳の取替、表替、襖、障子、網戸、ブラインドの設置 ・ 通信、CATV、アンテナ工事、音響設備工事、太陽光発電システム設置工事 イ) (単なる模様替えのための) カーテン、絨毯工事 ウ) 外構、植栽工事 エ) 倉庫設置工事 オ) 日常的な修繕費用 〈例〉 機器の故障修理、ガラス交換修理、漏水修理、トイレの配水管詰まりの復旧 カ) 設計費・設計監理費 キ) 「建設事業」に含まれない維持管理、点検費用 〈例〉 白蟻駆除や防除、浄化槽等清掃、給排水管洗浄 ク) 備品・消耗品の購入、設置費 〈例〉 空気清浄機、(工事を伴わない独立型の) 冷・温風機 (工事を伴わない独立型の) スロープ、(既存トイレに置くタイプの) 洋式トイレ ケ) 照明器具費（簡易取付式） コ) 耐震診断 サ) その他 ※2

※1 本工事費に含まれない一切の諸費用
 (租税公課、保険料、登記費用、加入金、手数料、祭司費 など)

※2 以下の経費は対象外
 ・ コミュニティセンター助成事業（一般財団法人自治総合センター）など他の公的な補助制度を利用する場合で、その制度が対象とする経費

《お問合せ先》
 豊後大野市教育委員会社会教育課社会教育係
 担当：後藤（光）
 電話：0974-22-1154 FAX：0974-22-6828
 メール：gk1627@city.bungoono.lg.jp